

令和3年8月24日

島田市立六合小学校保護者様

島田市教育委員会
学校教育課長

「緊急事態宣言」「まん延防止等重点措置」下における感染症に係る対策について
(お願い)

日頃から「学校の新しい生活様式」に基づいた各校の教育活動に、御理解、御協力をいただき、誠にありがとうございます。

このたび、全国的な感染症拡大を受け、静岡県に「緊急事態宣言」が発令されました。

つきましては、下記のとおり、保護者の皆様の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 お子様が悪調不良の際の対応について

- (1) お子様に発熱等の風邪の症状がある場合には、登校することなく医療機関を受診し、治癒するまで自宅で休養することを確実に行ってください。
- (2) 同居の御家族についても、毎朝、健康状態を確認してください。御家族に発熱等の風邪症状が見られる場合も、お子様の登校を控えていただくようお願いいたします。
- (3) (1)(2)の場合は、欠席ではなく「出席停止等」として扱います。この間の家庭学習については、学校からの連絡内容を御確認ください。

2 学校への報告について

学校にお子様の安全安心を確保するため、次の場合は、速やかに学校まで御連絡いただきますようお願いいたします。知り得た情報の取扱いについては、取り扱いに注意し、漏洩することはありません。

- (1) お子様の感染が判明した場合
- (2) お子様が、濃厚接触者に特定された場合
- (3) お子様が、発熱等かぜの症状に伴ってPCR検査を受けることになった場合
- (4) お子様の同居家族の感染が判明した場合（お子様が濃厚接触者に特定される可能性が高いため）
- (5) お子様の同居家族に風邪症状が見られる場合
- (6) お子様の同居家族がPCR検査を受けることになった場合
- (7) その他、感染について心配がある場合

※御連絡を速やかにいただくことで、校内の感染拡大防止対策により早く取り掛かることができます。御理解と御協力をお願いします。

3 差別・偏見・いじめ等の防止について

- (1) 感染者とその御家族の人権尊重・個人情報保護のため、感染者の特定や噂、SNS 等での発信は、固く慎んでいただくようお願いします。
- (2) 予防接種は児童生徒及び保護者の意思で接種の判断を行うものであり、ワクチン接種できない人や望まない人もいることを踏まえ、個々の判断を尊重するよう御理解をお願いします。
- (3) 感染予防のため、校内及び登下校時にはマスク着用を推奨していますが、熱中症予防や個人の事情により、マスクを外す場合があることについて御理解をお願いします。

4 その他

- (1) 感染予防のため、マスク着用及び不織布マスク着用を呼びかけています。御理解・御協力をお願いします。
- (2) 現在の感染拡大の状況に基づき、不要不急の外出自粛（例：お子様の友人宅への訪問を控える、家族ぐるみでの交流による接触を控える）等、御家庭での感染防止対策の更なる徹底や工夫をお願いします。

担当 学校教育課 電話 0547-36-7955
